

既存宅地に必要な「連たん図・連たん表」の作成方法（例）

連たん図



【連たん戸数】
 <市街化区域から申請地の距離1km超>
 100戸連たん
 <市街化区域から申請地の距離1km以内>
 50戸連たん

【連たんとみなせないもの】

- ・申請地から1つ目の建築物敷地間の距離が25m超の場合
- ・2つ目以降の建築物敷地間の距離が50m超の場合
- ・高速道路、鉄道、河川等によって明らかに分断される場合
- ・違反建築物の敷地

【注意事項】

- ・住宅明細地図等の縮尺がわかるように明示
- ・建築物敷地をわかり易く枠取り(緑色)

連たん表

No.	住所	氏名	用途
1	海老名市〇〇100	東部 太郎	専用住宅
2	海老名市〇〇101	東部 次郎	専用住宅
3	海老名市〇〇102	東部 三郎	専用住宅
4	海老名市〇〇103	東部 四郎	専用住宅
5	海老名市〇〇104	東部 五郎	専用住宅
6	海老名市〇〇105	東部 花子	専用住宅
7	海老名市〇〇106	東部 一郎	専用住宅
8	海老名市〇〇107	東部 酒店	店舗兼用住宅
9	海老名市〇〇108	東部 コーポ	共同住宅
10	海老名市〇〇109	東部 事務所	事務所
∴	∴	∴	∴